

函館市商店街等持続化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市商店街等持続化支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 商店街等は、本市の地域経済の活性化にとって重要な役割を果たしているほか、地域コミュニティが衰退しているなか、地域の核となる存在として非常に重要な役割を果たしている。そこで、商店街等の区域内に存在する空店舗等の活用や、増加するインバウンドの取り込みなどの課題の解決に取り組む事業を支援することにより、特色ある商店街等づくりを促進し、継続的な集客につなげることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「商店街等」という。）は、市の区域内に事務所を有する次に掲げる団体とする。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合または同法第3条第3項に規定する協同組合連合会であつて、小売市場を運営する団体
- (3) 函館市商店街連盟に属する商店街団体
- (4) 商工会法（昭和35年法律第89号）第4条に規定する商工会（別表の提案型の区分に係る事業を実施するものに限る。）

(補助事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表の補助事業欄に掲げるものとする。

- 2 補助事業の補助金の補助率および上限額は、別表の補助事業欄の区

分に応じ、同表の補助率欄および補助上限額欄に定めるとおりとする。

- 3 補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。
- 4 補助金に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象経費)

第5条 別表の空店舗等出店型の区分に係る事業については、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費(店舗改修費、光熱水費等を除く。)であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 家賃
- (2) 人件費(既存店舗の店員の人件費を除く。)
- (3) 什器等賃借料
- (4) 広告宣伝費
- (5) その他市長が必要と認める経費

2 別表のインバウンド向け事業実施型および提案型の区分に係る事業については、補助対象経費は、補助事業に要する経費であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 商店街等の運営経費
- (2) 食糧費および交際費に相当する経費
- (3) 販売等を目的とした商品の仕入れに係る経費
- (4) 直接集客に結びつかないと認められる経費
- (5) 既存物件の維持補修および維持管理経費
- (6) その他補助することが適当でないと認められる経費

3 補助事業について、他の補助金等の交付を申請し、または交付を受けている場合にあつては、その額を補助対象経費から除くものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「交付申請者」という。)は、補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 別記第1号様式の事業計画書(交付申請者が別表の空店舗等出店

型の区分に係る事業を実施する者である場合に限る。)

- (2) 別記第2号様式の事業計画書（交付申請者が別表のインバウンド向け事業実施型の区分に係る事業を実施する者である場合に限る。）
- (3) 別記第3号様式の事業計画書（交付申請者が別表の提案型の区分に係る事業を実施する者である場合に限る。）
- (4) 補助事業の収支予算書
- (5) 商店街等の会員名簿
- (6) 商店街等の直近2年度分の事業決算書
- (7) 商店街等の直近の総会の議案書および議事録
- (8) その他市長が必要と認める書類または図面

3 補助金の交付の申請は、1年度中に1商店街等当たり1回限りとし、複数の補助事業区分の重複申請をすることはできない。

（補助金の交付の決定等）

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の調査により補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

4 市長は、第1項の調査により補助金を交付することが適当でないと認めるときは、速やかに補助金の交付の申請をした者にその旨を通知するものとする。

（決定の通知）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容およびこれに条件を付した場合にはその条件を当該補助金の交付の申請をした者に補助金等交付決定通知書により通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助金は、規則第13条第1項ただし書の規定により概算払をするものとする。

(補助事業の継続申請等)

第10条 別表の補助事業区分のうち、空店舗等出店型の区分に係る事業の補助金の交付を受けた商店街等については、翌年度についての継続の申請をすることができる。ただし、継続の申請をすることができる回数は、1商店街等が実施する同一の補助事業につき1回限りとし、2か年度連続で継続の申請をすることはできない。

2 前項の規定による申請をしようとする商店街等は、店舗を開店した日から6月を経過した日以後に、別記第4号様式の補助事業継続申請書に、別記第5号様式の補助事業中間評価報告書を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により提出された申請書等の審査および必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助事業継続申請の適否を判断するものとする。

4 市長は、補助事業の継続を認めたときは、別記6号様式により、その旨を継続の申請をした者に通知するものとする。この場合において、必要があると認める場合には、補助事業の内容に係る事項について修正を加えて通知することができる。

5 市長は、第3項の調査により補助事業の継続が適当でないと認めるときは、別記6号様式により、その旨を継続の申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助金の交付を受けた商店街等は、補助事業が完了したときは、補助事業等実績報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類または図面を添付しなければならない。

(1) 補助事業の収支決算書

(2) 補助対象経費に係る領収書の写しまたは支払内容が確認できる

書類

- (3) 補助事業実施に係る日程，記録写真等の補助事業の活動実績を明らかにする書類
- (4) 別記第7号様式の効果分析報告書および別記第8号様式の効果分析シート
- (5) その他必要と認められる書類
(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附 則

この要綱は，令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条，第4条，第5条，第6条，第9条関係）

補助事業区分	補助事業	補助率	補助上限額
空店舗等出店型	<p>① 商店街等において，既存業種を補完する商品の販売やサービスの提供を行うチャレンジショップの出店</p> <p>② 商店街等に参加する各店舗からの商品やサービスを持ち寄り運営するアンテナショップの出店</p>	補助対象経費の3分の2以内の額	200万円
インバウンド向け事業実施型	商店街等でインバウンドの増加に伴う経営環境の変化やニーズに対応することを目的として，受入環境を整備するために実施するソフト事業	補助対象経費の3分の2以内の額	200万円
提案型	<ul style="list-style-type: none"> ・新商品開発事業 ・地域資源活用事業 ・IT・情報化推進事業 ・地域通貨等発行事業 ・商店街等を紹介する冊子，マップ等作成事業 ・地域コミュニティ増進に資する事業 ・その他市長が適当と認める事業 	補助対象経費の3分の2以内の額	50万円